

民生委員・児童委員はあなたの身近な相談相手です



福祉施設やボランティアなどと連携して、お手伝いします

- 必要に応じて、関係機関や団体などと連携・協働して、支援に取り組みます。
- 災害発生時に支援が必要となる可能性のある人を把握し、災害発生時には安否確認等を行います。



地域の人々を見守り、支援します

- お困りのことや気になることがございましたら、お気軽にご相談ください。
- ご相談内容に応じて、様々な支援サービスを紹介するなどの支援をします。



全国で活動しています

- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されており、地域の皆さまを支援します。
- 全ての「民生委員」は、子どもに関わる問題を担当する「児童委員」も兼ねています。
- 「主任児童委員」という、専ら児童に関わる相談・支援を担当する委員もいます。



地域住民の立場に立って秘密を守り、活動します

- 同じ地域住民の立場にたって、支援を必要とする人々を理解し、人権を尊重して誠意をもって支援します。
- 民生委員・児童委員には守秘義務があります。



それぞれの民生委員・児童委員には、担当する区域があります。お住まいの地域の民生委員・児童委員の連絡先については、市町村役場の福祉担当課へお問い合わせください。